

高知県非住宅建築物木造化促進事業実施要領（新旧対照表）

新	旧
<p style="text-align: center;">高知県非住宅建築物木造化促進事業実施要領</p> <p>第1～第8 「略」</p> <p>附 則 この要領は、平成28年3月23日から施行する。</p> <p>附 則 この要領は、平成29年4月6日から施行する。</p> <p>附 則 この要領は、平成30年4月6日から施行する。</p> <p>附 則 この要領は、平成31年3月29日から施行する。</p> <p><u>附 則</u> <u>この要領は、令和2年3月23日から施行する。</u></p>	<p style="text-align: center;">高知県非住宅建築物木造化促進事業実施要領</p> <p>第1～第8 「略」</p> <p>附 則 この要領は、平成28年3月23日から施行する。</p> <p>附 則 この要領は、平成29年4月6日から施行する。</p> <p>附 則 この要領は、平成30年4月6日から施行する。</p> <p>附 則 この要領は、平成31年3月29日から施行する。</p> <p>「追加」</p>